

## アイベックス・サポート・クラブ要綱改定のお知らせ

令和2年9月17日

弊社は、本要綱について、以下の新旧対照表のとおり変更するものとします。

変更後の規定は、令和2年10月1日から適用されるものとします。下線部分は変更箇所を示しています。

(旧)	(新)
<b>アイベックス・サポート・クラブ要綱</b>	<b>アイベックス・サポート・クラブ利用規約</b>
<p>アイベックス・サポート・クラブ要綱（以下、「本規約」といいます）は、株式会社日本デジタル研究所（以下、「弊社」といいます）が提供する JDL IBEX 給与 II（以下「本製品」といいます）について特典を利用するためのサービス（以下、「本サービス」といいます）に関する提供条件及び弊社と本サービスの利用を希望する者との間の権利義務に関する関係が定められており、弊社と本サービスの利用を希望する者との間に締結される契約に適用される利用規約です。</p> <p>本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。</p> <p>本サービスの利用を希望する者は、本規約に同意した場合、本規約の個別の条項についても同意したものとみなされます。</p> <p>また、本規約に同意した場合とは、弊社のホームページ等の同意画面において同意する旨のボタンをクリックした場合の他、同意画面の用意がない場合は利用規約が表示された後にインストールした場合や使用した場合を含むものとします。</p>	<p>アイベックス・サポート・クラブ利用規約（以下、「本規約」といいます）は、株式会社日本デジタル研究所（以下、「弊社」といいます）が提供する JDL IBEX 給与 II（以下「本製品」といいます）のサポートサービスと保守サービスに関する特典を利用するための利用条件及び弊社と特典の利用を希望するお客様との間の権利義務に関する関係が定められており、弊社と特典の利用を希望するお客様との間に締結される契約に適用される利用規約です。</p> <p>本製品のサポートサービスと保守サービスに関する特典（以下、「本特典」といいます）の利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。</p> <p>本特典の利用を希望するお客様は、本規約に同意した場合、本規約の個別の条項についても同意したものとみなされます。</p> <p>また、本規約に同意した場合とは、弊社のホームページ等の同意画面において同意する旨のボタンをクリックした場合の他、同意画面の用意がない場合は利用規約が表示された後にインストールした場合や使用した場合を含むものとします。</p>
<b>契約目的・本サービス等</b>	<b>(契約目的・本製品・本特典等)</b>
<p>弊社製品の契約目的は、弊社の提供する取扱説明（以下「仕様」といいます）に従って、法令に基づく、税務書類の作成、財務書類の作成、会計帳簿等及びその他の書類を、書面または電磁的記録によって作成し、提出することができる製品をお客様に提供することとします。</p>	<p><u>第1条</u> 弊社製品の契約目的は、弊社の提供する取扱説明（以下「仕様」といいます）に従って、法令に基づく、税務書類の作成、財務書類の作成、会計帳簿等及びその他の書類を、書面または電磁的記録によって作成し、提出することができる製品をお客様に提供することとします。</p> <p><u>2.</u> 本特典の利用を希望するお客様が JDL IBEX 給与 II とともにマイナンバー管理を利用している場合、本特典はマイナンバー管理を含む本製品に対し</p>

<p>アイベックス・サポート・クラブにご入会いただくと、サポートデスクとバージョンアップの会員特典をご利用いただけます。</p> <p>入会資格は、本製品を購入しユーザー登録を完了されたお客様とします。</p> <p>また、複数の JDL IBEX 給与 II に本クラブの会員特典を利用するためには、JDL IBEX 給与 II の製品毎に、本クラブへの入会を必要とします。</p> <p>本サービスの利用は、日本国内に限定します。</p>	<p>て提供されます。</p> <p>3. <u>本特典中のサポートサービスに関する特典は、本製品の使用条件を定めた「JDL IBEX（パッケージ（CD 提供）版）製品に関するソフトウェア使用許諾契約書」に附属する「操作、設置・初期設定に関するサポートサービスの特約」第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のサポートサービスの提供条件について更に特約を定めたものであり、本特典中の保守サービスに関する特典は、「JDL IBEX（パッケージ（CD 提供）版）製品に関するソフトウェア使用許諾契約書」第 6 条第 3 項の弊社の定め（有償の都度契約）と同条 2 項の保守サービスの内容について特約を定めたものです。本特典に該当するこれらの特約内容以外は、元の条項等に従うものとし</u>ます。</p> <p>4. <u>本特典は、個人事業者を含む事業者向けサービスです。そのため、本特典を利用できるお客様は事業者とし、かつお客様が事業としてまたは事業のために利用する場合に限り本特典を利用できるものとし</u>ます。また、お客様が営業活動に関連のない個人のために本特典を利用することはできないものとします。</p> <p>5. <u>本特典の利用は、日本国内に限定</u>します。</p>
<p><b>■サポートデスク（年間 20 案件）の無償提供</b></p> <p>本製品に関する操作方法や操作上の疑問を解決するためのサポートデスクを、1 年間につき 20 案件（20 インシデント）を無償でご利用できる会員特典です。なお、1 インシデントは、20 分以内とし、20 分を超えた場合は、10 分ごとに 1,000 円を加算いたします。</p> <p>また、業務知識に関することや税務対策、OS（オペレーティングシステム）、ネットワーク設定など本製品の操作に直接関わりのないお問い合わせはサポートデスクご利用の対象外となります。</p>	<p><b>（サポートサービスに関する特典の内容）</b></p> <p>第 2 条 <u>サポートサービスに関する特典の内容は、本規約に定める利用料金で、本契約の成立年月日から契約期間満了日までの期間、20 案件（20 インシデント）までのサポートサービスを利用できることと</u>します。但し、電話の方法で利用する場合は、1 インシデントに関する通話開始から通話終了までの継続した時間の中の通話開始から 20 分までの時間に関するサポートサービスを本特典で利用できるサポートサービスとします。また、本特典の利用契約（以下「本契約」といいます）が更新された場合、サポートサービスに関する特典は、更新後の契約期間でも同様に利用することができ、その後の更新についても同様とします。</p> <p>2. <u>サポートサービスに関する特典の内容に含まれない 20 案件を超えるサポートサービスや電話の方法で利用する場合の通話開始から 20 分を超えた以降の通話終了に至る時間までのサポートサービスについては、「操作、設置・初期設定に関するサポートサービスの特約」第 2 条第 2 項第 1 号及</u></p>

	<p><u>び第2号に従って料金を算定し、本規約に定める利用料金とは別に、利用のための料金の支払を必要とします。</u></p>
<p><b>■バージョンアップ製品の無償提供</b></p> <p>お客様の会員有効期間中に弊社が必要と判断して本製品の改良等のバージョンアップ製品（以下「バージョンアップ製品」といいます）が発売された場合、会員は改めて出費することなく、自動的にバージョンアップ製品の提供を受け、使用できる会員特典です。</p> <p>なお、バージョンアップ製品の使用には、改めて別途、JDL IBEX（パッケージ（CD提供）版）製品に関するソフトウェア使用許諾契約書に同意していただく必要があります。但し、同契約中ソフトウェア製品の検査・通知による仕様不適合に関する条項はバージョンアップ製品に適用がないものとします。</p>	<p><b>（保守サービスに関する特典の内容）</b></p> <p><u>第3条 保守サービスに関する特典の内容は、本契約の成立年月日から契約期間満了日までの期間に弊社が本製品に対して保守サービスを提供する場合、本規約に定める利用料金で当該保守サービスの提供を受けることができること及びこの場合の保守サービスには、本製品の改良等によるバージョンアップ（以下、「バージョンアップ版」といいます）の他、大幅な機能改善にいたるリニューアル（以下「リニューアル版」といいます）まで含むこととします。また、本契約が更新された場合、保守サービスに関する特典は、更新後の契約期間でも同様に受けることができ、その後の更新についても同様とします。</u></p> <p><u>2. 保守サービスの提供方法は、バージョンアップ版またはリニューアル版のパッケージ（CD提供）を送付する方法の他、ソフトウェアのダウンロードによる場合もあります。ダウンロードによる場合は、お客様のコンピュータ画面に通知を表示するとともにメールを送信して保守サービスの提供を通知します。</u></p> <p><u>3. 本製品の保守サービスは、弊社が必要であると判断した場合に提供されます。本特典は、本契約の成立年月日から契約期間満了日までの期間または更新後の契約期間において、バージョンアップ版もしくはリニューアル版の提供が必ずあることまで保証するものではないものとします。</u></p> <p><u>4. 本製品の保守サービスは、弊社の都合で終了する場合があります。本特典は、本契約の成立年月日から契約期間満了日までの期間または更新後の契約期間において、本製品の保守サービスが提供終了とならないことを保証するものではないものとし、本製品の保守サービスが提供終了となった場合も本規約に定める利用料金の精算や返金はないものとします。</u></p> <p><u>5. バージョンアップ版またはリニューアル版の使用には、改めて別途、JDL IBEX（パッケージ（CD提供）版）製品に関するソフトウェア使用許諾契約書の同意が必要となる場合があります。また、バージョンアップ版またはリニューアル版には、受領時の検査・通知による仕様不適合を理由とす</u></p>

<p>また、バージョンアップ製品について契約不適合があった場合も、お客様は法令上の履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできないものとします。なおこの場合も、弊社は不具合に対応するため、バージョンアップを行う場合があります。</p> <p>アイベックス・サポート・クラブの提供は、お客様の会員有効期間中にバージョンアップ製品の発売を保証するものではないものとします。</p> <p>お客様は、バージョンアップ製品が、お客様の使用する OS を含む基本ソフトウェアあるいはお客様の使用するハードウェアの能力の状態によっては、正しく機能しない結果となる場合があることを予め承認し、かつこれに対して弊社の責任を問わないものとします。</p> <p>バージョンアップ製品の自動による無償提供の会員特典は、弊社の都合により終了する場合があります。また、お客様の会員有効期間中に、改良等の本製品に対する保守サービス自体の提供終了が発生した場合、同時に自動的に本クラブのバージョンアップ製品の自動による無償提供に関する会員特典も終了するものとします。いずれの場合も、弊社はお支払いいただいた会費を返却しないものとし、お客様はこれらの取扱いをあらかじめ承諾し、かつ弊社の責任を問わないものとします。</p>	<p><u>る法令上の履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除できないものとします。なおこの場合も、弊社は不具合に対応するため、バージョンアップを行う場合があります。</u></p> <p>《左記の内容は第3項・第4項に引き継いでいます》</p> <p>6. <u>お客様は、バージョンアップ版またはリニューアル版が、お客様の使用する OS を含む基本ソフトウェアあるいはお客様の使用するハードウェアの能力の状態によっては、正しく機能しない結果となる場合があることを予め承認し、かつこれに対して弊社の責任を問わないものとします。</u></p> <p>《左記の内容は第4項に引き継いでいます》</p>
<p><b>アイベックス・サポート・クラブ入会の方法</b></p> <p>本クラブへの入会は、お客様による入会の申し込みと会費の支払いによって行います。弊社は、入金確認後に、お客様に対し、本クラブへの入会手続き完了を電子メールによってお知らせします。弊社の電子メールによる手続き完了のお知らせを受けたお客様は、本クラブの会員特典を利用することができます。</p>	<p><b>（契約の締結等）</b></p> <p>第4条 <u>本特典は、本製品毎に利用を申込みものとします。また、申込に関する諸手続きは、弊社のアイベックス・サポート・クラブホームページ（以下「本サイト」といいます）の案内に従って行うものとします。</u></p> <p>2. <u>本契約は、お客様が本サイトの案内に従って、申込に関する諸手続きを行い、弊社がこれに対する承諾をしたときに成立するものとします。</u></p> <p>3. <u>本契約が成立した場合、弊社は本契約の成立年月日と契約期間を電子メールによってお客様に通知して報告します。</u></p>
<p>《新設》</p>	<p><b>（利用料金等）</b></p> <p>第5条 <u>本契約の利用料金は、契約期間において本特典を利用できる料金とします。お客様は、本契約の更新を含む契約期間毎に、当該契約期間の始まる</u></p>

	<p><u>前までの前払で、弊社に対し、利用料金を支払うものとします。</u></p> <p>2. <u>利用料金の金額は、22,000 円とします。弊社は、お客様の事前の承諾を得ることなく、弊社の判断で利用料金の金額を改定できるものとします。</u></p> <p>3. <u>お客様は、利用料金の支払いに際し、消費税及び地方消費税（以下、総称して「消費税等」といいます）を加算して支払うものとします。なお、消費税等は、消費税法及び地方消費税法で適用される税率によるものとし、税率が変更された場合は変更後の税率によるものとします。</u></p> <p>4. <u>利用料金の支払方法は、クレジットカード払いまたは銀行振込のいずれかの支払方法とします。なお、クレジットカード払いの場合、お客様は、第4条第2項による申込情報送信時に、本サイトの案内に従って利用料金をクレジットカードで支払うよう設定すると、初回の契約期間に対する支払はその場で完了し、更新の際の利用料金の支払いは自動支払いとなります。また、銀行振込の場合、お客様は、初回の契約期間に対する利用料金を、第4条第2項による申込情報送信後の当該送信日の属する月の翌末日を支払期限として本契約成立前に支払うものとし、本特典を継続利用するため本契約を更新する場合は、第6条第3項第2号第2文後段による場合を除き、更新後の契約期間に対する利用料金を更新前の契約期間満了日まで支払うものとします。</u></p> <p>5. <u>第1項第2文及び第4項にかかわらず、本サイト上で利用料金の支払いについて異なる案内をしたお客様は、更新を含む契約期間の開始日以降の弊社に登録した所定の日を支払期日とする後払いによる銀行振込または後払いによる口座振替のいずれかの支払方法で支払うものとします。</u></p> <p>6. <u>弊社指定口座への振込手数料は、お客様の負担とします。</u></p> <p>7. <u>利用料金の支払いについては、クレジットカード払いの場合の「利用明細書」または、銀行振込の場合の「振込依頼書」をもって、領収書に代えるものとし、弊社は領収書を発行しないものとします。</u></p> <p>8. <u>本特典を利用するために必要な通信機器等の設備費用及び本特典の利用に伴って生じる電話料金等は、お客様の負担とします。</u></p>
<p><b>アイベックス・サポート・クラブの入会日</b> 本クラブの入会日は、入会手続き完了日の翌日とします。具体的な本クラブの「入</p>	<p><b>(契約期間等)</b> 第6条 本契約の初回の契約期間は、第4条第3項の本契約の成立年月日を契約期</p>

会日」は「「アイベックス・サポート・クラブ」会員登録完了のご案内」に明示されます。

### **アイベックス・サポート・クラブの会員有効期間**

本クラブの会員有効期間は、本クラブへの入会日から一年間とします。本クラブの会員有効期間の具体的な「満了日」は、「「アイベックス・サポート・クラブ」会員登録完了のご案内」に明示されます。

### **アイベックス・サポート・クラブの終了・更新**

お客様の都合により本クラブを退会する場合は、本製品毎に弊社所定の書面を弊社に提出することにより行います。この場合、お客様はその通知が弊社に到着した日付で退会となり、その日以降本製品について会員特典を受けられなくなります。なお、お客様がお客様の都合により本クラブを退会された場合、弊社はお客様からお支払いいただいた本クラブ会費をお客様にお返しすることはありません。

本クラブの会員有効期間満了前に、弊社より会員期間更新のご案内をいたします。このご案内に従って所定の手続きをとり、弊社の定める更新会費をご入金いただくことにより、更に一年間、本クラブの会員期間を更新することができます。

本製品毎の会員有効期間の満了日までに、会員期間更新の手続きをとり、かつ弊社の定める更新会費をご入金いただけない場合には、更新前の会員有効期間満了日をもって、お客様は本製品について本クラブから自動的に退会となります。具体的な本クラブの更新手続き完了日及び会員有効期間満了日は、手続き後に弊社が発行する「会員登録完了のお知らせ」に明示されます。

また、お客様が本製品のソフトウェア使用許諾契約に違反し、ソフトウェア使用許諾契約が解除された場合は、会員有効期間内であってもお客様は本製品についての本クラブから自動的に退会となります。

※ 弊社は、お客様の承諾なしに、いつでも、利用料金を含む本サービス・本規約等の全部または一部の内容を変更することができるものとします。最新の「アイベックス・サポート・クラブ要綱」を

間の開始日とし、当該開始日の属する月の翌月1日から起算して1年を経過した日を契約期間の満了日とする期間とします。

2. 本契約が第3項各号に基づいて更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の初回の契約期間満了日の属する月の翌月1日から1年間とし、その後の更新についても同様に、更新前の契約に関する契約期間満了日の属する月の翌月1日から1年間とします。

3. 契約期間満了時の本契約の更新に関する取扱いは、お客様の支払方法に従って次の通りとします。

(1) 第5条4項のクレジットカード払い、第5条第5項の口座振替及び第5条第5項の銀行振込の支払方法を利用するお客様の場合、本契約は契約期間満了により自動的に更新されます。

(2) 第5条4項の銀行振込の支払方法を利用するお客様の場合、契約期間満了日までに次の契約期間に対する利用料金の支払いがない限り、本契約は当該契約期間満了日をもって自動的に終了となります。お客様は本契約を終了せずに更新する場合、契約期間満了日までに次の契約期間に対する利用料金を前払いするか、または、契約期間満了日の属する月の翌月1日から1か月以内に利用料金を後払いして本契約を契約期間満了日の属する月の翌月1日まで遡及させるものとします。

《左記の内容は第8条・第11条に引き継いでいます》

《左記の内容は第4条3項に引き継いでいます》

《左記の注記の内容は第10条・第11条に引き継いでいます》

<https://www.jdl.co.jp/ibex/ibex-support-club/>に掲載いたします。

- ※ 弊社は、本サービスの一部または全部を何時でも廃止できるものとします。  
本サービスの一部または全部を廃止する場合、廃止前の弊社が相当と判断する期間に、お客様に対して通知を行います。  
弊社が予期し得ない事由、法令の改廃、天災等のやむを得ない事由で廃止する場合において、相当期間前の通知が不能な場合であっても、弊社は可能な限り速やかにお客様に対して通知するものとします。  
本条に定める手続きに従って通知がなされたとき、弊社は本サービスの廃止の結果について何ら責任を負わないものとします。

#### 弊社の責任

1. 弊社は請求原因のいかんにかかわらず、入力データの消失、破損等、弊社提供のハードウェア製品、ソフトウェア製品、サプライ商品、ユースウェアサービス、保守サービス、Web サービス、サポートサービスに起因してお客様に生じた、通常の損害、特別の事情による損害（損害発生につき弊社が予見すべきであった場合を含むものとします）、逸失利益及び第三者からの賠償その他の請求による損害について、一切責任を負わないものとします。
2. 前項の規定は、弊社に故意または重過失がある場合には適用しないものとします。
3. 本契約のもとにおいて弊社が損害賠償責任を負う場合、弊社は仕様どおりでないと判断した症状の発生源となった弊社提供のハードウェア製品、ソフトウェア製品、サプライ商品、ユースウェアサービス、保守サービス、Web サービスまたはサポートサービスについて、それぞれ当該ハードウェア製品、当該ソフトウェア製品、当該サプライ商品、当該ユースウェアサービス、当該保守サービス、当該 Web サービスまたは当該サポートサービスの見積書記載の定価に相当する額を限度額として賠償責任を負うものとし、見積書がない場合はそれぞれの販売価格に相当する額を限度額として賠償責任を負うものとします。

《新設》

《左記の注記の内容は第 10 条・第 11 条に引き継いでいます》

#### (弊社の責任)

- 第 7 条 弊社は請求原因のいかんにかかわらず、入力データの消失、破損等、本特典の保守サービス、サポートサービスに起因してお客様に生じた、通常の損害、特別の事情による損害（損害発生につき弊社が予見すべきであった場合を含むものとします）、逸失利益及び第三者からの賠償その他の請求による損害について、一切責任を負わないものとします。
2. 前項の規定は、弊社に故意または重過失がある場合には適用しないものとします。
  3. 本契約のもとにおいて弊社が損害賠償責任を負う場合、弊社は仕様どおりでないと判断した症状の発生源となった本特典による当該本製品に対する当該保守サービスまたは当該サポートサービスについて、本特典の利用料金となる 22,000 円に相当する額を限度額として賠償責任を負うものとします。

#### (お客様による解約)

第 8 条 本契約は、契約期間（更新後の契約期間についても同様とします）の途中で解約できないものとします。また、お客様から解約の申し入れがあった

	<p>場合も利用料金の精算や利用料金の返金はないものとします。</p> <p>2. <u>第6項第3項第1号による本契約の自動更新は、契約期間満了日の1ヵ月前までに、お客様から本サイトの案内に従った解約手続きがあった場合、本契約は自動更新されずに契約期間満了日をもって終了するものとします。</u></p>
《新設》	<p><b><u>(通知)</u></b></p> <p>第9条 <u>弊社からお客様への通知は、本サイトへの掲載または第4条第2項の諸手続きにより提供された電子メールアドレスに対して電子メールを送信する方法その他弊社が定める方法によって行うものとします。</u></p> <p>2. <u>弊社がお客様に対し、前項の通知を行った場合お客様は当該通知を受領したものとみなします。</u></p>
《新設》	<p><b><u>(本特典・本規約等の変更)</u></b></p> <p>第10条 <u>弊社は、お客様の承諾なしに、いつでも、本特典及び利用料金を含む本規約の一部または全部の内容を変更することができるものとします。</u></p>
《新設》	<p><b><u>(本特典の一部または全部の廃止)</u></b></p> <p>第11条 <u>弊社は、お客様の承諾なしに、本特典の一部または全部を何時でも廃止できるものとします。</u></p> <p>2. <u>本特典の一部または全部を廃止する場合、廃止前の弊社が相当と判断する期間に、お客様に対して通知を行います。</u></p> <p>3. <u>弊社が予期し得ない事由、法令の改廃、天災等のやむを得ない事由で廃止する場合において、相当期間前の通知が不能な場合であっても、弊社は可能な限り速やかにお客様に対して通知するものとします。</u></p> <p>4. <u>本条に定める手続きに従って通知がなされたとき、弊社は本特典の廃止の結果について何ら責任を負わないものとします。</u></p>
《新設》	<p><b><u>(合意管轄)</u></b></p> <p>第12条 <u>本特典に起因して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所（簡易裁判所）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</u></p>

以上